

「いじめ防止」等基本方針

結城市立江川南小学校

1 目的

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

3 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に取り組む。

4 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を組織する。

- (1) 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成する。
- (2) 本委員会は、学期1回定期的を開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

5 基本的な取組

(1) 道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

- ① 児童が楽しみに待ち、考え議論する道徳の時間の在り方の研究
- ② 扱う教材を教室に掲示し、計画的に授業を実施する。
- ③ 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ④ 学校経営方針に基づいた道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
- ⑤ 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
- ⑥ 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
- ⑦ 無言清掃、ボランティア活動の推進
- ⑧ 児童が主役で進める学校行事の展開

(2) 人権教育の充実

- ① 全体計画及び年間計画の検討と活用を図る。
- ② 月1回の人権教育ミニ研修を計画的に進めることで、職員の人権意識の啓発、資質の向上を図る。
- ③ 児童の人権感覚を育成するために、人権コーナーの設置・工夫改善を図る。
- ④ 人権作品作りに全児童で取り組む。
- ⑤ 年1回の人権集会を実施する。

(3) 未然防止のための措置

【未然防止の方針】

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
- ② 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、活躍できる場をつくり出す。
- ③ 日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己肯定感を育てていく。
- ④ スマートフォンや携帯ゲーム等の通信機器の正しい使い方について、情報モラル教育を日常的に行っていく。
- ⑤ 小規模校の利点を生かし、『全職員が全児童の担任』の意識をもって児童に対応する。

【未然防止のために】

- | |
|--|
| ア 現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等から把握し、課題を見付ける。 |
| イ 課題をどう変えたいという目標（1年後・半年後・学期の終了時）を設定する。 |
| ウ 目標を達成するための具体的な計画を作成する。 |
| エ 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。 |
| オ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。 |
| カ 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。 |

いじめについては、現在起きている事象と比べて、起きていない事象の場合に危機感を実感しにくい。また、起きていない事象への取組の場合に成果を実感しにくいことが考えられる。そのため、未然防止について、管理職による教職員への意識啓発が求められる。

(4) 早期発見のための措置

- ① 定期的なアンケート調査（月1回実施、各学級）
- ② チェックリストの活用（毎週金曜日に実施、各学級→全職員で情報の共有化を図る）
- ③ いじめ防止等対策委員会（学期1回）や職員会議（月1回）、職員集会等での情報交換
- ④ 担任だけでなく、全職員による日常的な声かけを通じた児童の観察

(5) 相談体制の整備

- ① 定期相談〔個別面談（夏休み中）〕
- ② 教育相談（適宜）

(6) 関係機関との連携

市教育委員会	市家庭児童相談員	民生委員	青少年育成結城市民会議江川支部
市要保護児童対策地域協議会	筑西児童相談所	結城警察署生活安全課	
スクールカウンセラー	結城市役所子ども福祉課		

(7) 教職員の資質向上（職員研修）

- ① いじめ関係の生徒支援リーフレットによる研修
- ② 定期的な個別児童の情報交換会の実施

- (8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ① 情報モラルに関する研修会（児童向け、ゲストティーチャーを活用）
 - ② 法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）

6 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) 加害児童、被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。
- (4) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童生徒の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

7 重大事態への対処

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。 |
|--|

- (1) 事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- (4) 市教育委員会へ報告する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携
 - ・いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (6) 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- (7) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) いじめ防止等対策委員会の運営継続事案とし、見守り体制を構築する。

8 新型コロナウイルス感染症などの感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族、または接触者、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、偏見や差別、いじめなどが生じないようにする。

9 いじめ防止等基本方針の見直し

いじめ防止等基本方針は適宜見直し、改訂していく。

平成 29 年 12 月 15 日改訂
令和 2 年 3 月 31 日改訂
令和 4 年 3 月 31 日改訂
令和 5 年 3 月 31 日改訂
令和 6 年 3 月 31 日改訂